

○南空知公衆衛生組合長期継続契約を締結するこ
とができる契約を定める条例施行規則

〔平成 28 年 12 月 29 日〕
規 則 第 1 号

（趣旨）

第1条 この規則は、南空知公衆衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 28 年南空知公衆衛生組合条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次のとおりとする。

(1) 物品を借り入れる契約（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）

ア 電子計算機、複写機その他の事務用機器（これらに付随して使用する物品を含む。）

イ 車両

ウ 仮設建物

エ その他機械器具類

(2) 役務の提供を受ける契約（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）

ア 組合施設（これに付随する機械設備等を含む。）の維持管理業務

イ その他継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度 4 月 1 日から提供を受ける必要があるもの

（契約の期間）

第3条 長期継続契約を締結することができる期間は、経費の節減及び良質な役務を提供する者と契約を締結する必要性に鑑み、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、役務の提供を受ける契約にあっては最長 5 年とし、その他の契約にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1 又は第 2 に規定する耐用年数以内とする。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定める。

附 則

第6章 財務（南空知公衆衛生組合長期継続契約を締結することができる
契約を定める条例施行規則）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。